

京都市訓令甲第16号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年11月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第2まち美化推進課長の項第2号を削る。

附 則

この訓令は、平成19年12月3日から施行する。

(総務局総務部文書課)